

第16回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン5階
東京コンベンションホール

目次

第16回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	10
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	15
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件	22
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	22
第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	23
第8号議案 退任取締役及び退任監査役に 対する退職慰労金贈呈の件	24
添付書類	
第95期事業報告	26
計算書類	58
第16回定時株主総会会場ご案内略図	

PURPOSE

企業の未来を支えていく。
日本を変化につよくする。

MISSION

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、
ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。



トップメッセージ（動画）



<https://www.youtube.com/watch?v=aewSDjQ4BI0>

ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年6月に商工中金法の改正法案が成立し、今年度に入り政府保有株式の一般競争入札に関する公告がなされました。商工中金は民営化に向けて、歩みを進めております。

今後も、私ども商工中金は、真に中小企業の皆さまのお役に立つ金融機関という、変わらぬ使命を果たし続けるべく、経営環境の変化にスピーディに対応できるよう、サービスやガバナンスの一層の充実・強化に努め、変わり続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りますよう宜しくお願いいたします。

2024年6月

取締役社長

関根正裕

2024年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目10番17号
株式会社 商工組合中央金庫
取締役社長 関 根 正 裕

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら5ページ以降の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3ページの「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2024年6月19日（水曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月20日（木曜日） 午前10時
2. 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール
3. 目的事項 報告事項	1. 第95期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 2. 第95期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第8号議案	退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「計算書類」の「株主資本等変動計算書」及び「注記表」、「連結計算書類」、「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」につきましては、法令及び当金庫定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/stockmtg/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/stockmtg/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

◎代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要です。ご了承ください。

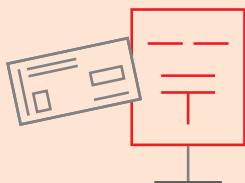
◎当金庫係員は、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により事前に行使用いただくことができます。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ 書面の郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後5時10分到着

■ インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後5時10分まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使について」をご覧ください。

■ ご注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- パソコン・スマートフォン等で、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） ☎ **0120-173-027**

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン・スマートフォン等から、当社の指定する**議決権行使サイト**
 ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただくことによって実施可能です。
 (ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。)



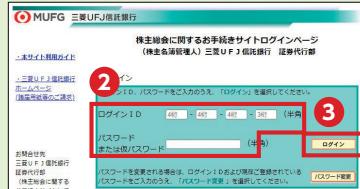
パソコンの場合 (ログインID・仮パスワードを入力する方法)

1 議決権行使サイトへアクセスする



① 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



- ② お手元の**議決権行使書用紙の右下**に記載された「**ログインID**」及び「**仮パスワード**」を入力
- ③ 「**ログイン**」をクリック

➔ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



スマートフォンの場合 (QRコードを読み取る方法) ※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は、「**ログインID**」「**仮パスワード**」の入力が**不要**になりました!
 同封の議決権行使書副票 (右側) に記載された「**ログイン用QRコード**」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



議決権行使書副票 (右側)



➔ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

以上

剰余金の処分の件

第95期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当金庫普通株式1株につき金3円（株式会社商工組合中央金庫法第50条及び同法施行令第15条に基づき、政府が保有する当金庫普通株式についても、1株につき金3円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、6,527,365,053円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
剰余金の配当にかかる主務大臣の認可を得ることを条件として、2024年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案から第8号議案に共通するご参考事項

本株主総会参考書類6ページから24ページまでに記載の第2号議案から第8号議案の各議案は、監査等委員会設置会社への移行に関連するものであります。

これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社への移行の趣旨及び移行の目的をご説明いたします。

1. 移行の趣旨

当金庫は、2022年に策定した企業理念の「PURPOSE・MISSION」の下、パーパス起点の経営を追求し、お客さまの企業価値向上に向け、ガバナンスの充実・強化を図ってまいりました。今後も、真に中小企業の皆さまのお役に立つ金融機関として変わりつづけるため、経営環境の変化にスピーディに対応できるガバナンスの一層の充実・強化が必要と認識しております。

この一環として、監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会における議決権等を有する監査等委員を置くことで、取締役会の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役へ委任することで、迅速な意思決定、業務執行を可能とし、ガバナンスの一層の充実・強化を図ってまいります。

2. 移行の目的

(1) 監督機能の強化

過半数の社外取締役で構成される監査等委員会を設置いたします。監査等委員である取締役は取締役会における議決権を有するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任や報酬について株主総会で意見を述べる権限を有します。これらにより、取締役会の監督機能の強化を図ってまいります。

(2) 意思決定の迅速化

監査等委員会設置会社は、定款の規定に基づき、取締役会決議によって業務執行上の意思決定の権限を一定程度取締役へ委譲することが可能となります。これにより、意思決定の迅速化や、中長期的な経営戦略等、取締役会での重要議案の審議充実等が可能となります。

1. 変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、当金庫定款につきまして、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 移行後の取締役会の適正な構成を実現するため、取締役の員数に係る現行定款第20条の変更を行うものであります。
- (3) 新たなガバナンス体制における取締役会の監督機能を強化するにあたって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行を行わない取締役すべてについて責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第29条の一部を変更するものであります。この変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 「人事委員会」につき、社員人事との混同を回避し、より一般的な名称となるよう、他社例等も踏まえ、現行定款第40条を変更し「指名委員会」とするものであります。
- (5) 株式の流動性向上及び機動的な株主還元等を行えるようにするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主との合意による当金庫株式の有償取得等を取締役会の決議によって行うことが可能となるよう、変更案第42条の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案は、主務大臣の認可を得ることを条件として、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役及び監査役会</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第13条 (条文省略)	第6条～第13条 (現行どおり)
第2章の2 危機対応準備金株式	第2章の2 危機対応準備金株式
第13条の2～第13条の5 (条文省略)	第13条の2～第13条の5 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条～第19条 (条文省略)	第14条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第20条 当社の取締役は、 <u>15名以内</u> とする。	第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除</u>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>く。)</u>は、13名以内とする。</p> <p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、7名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第22条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間</u>は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。<u>ただし、当該決議において、当該期間を短縮することを妨げない。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、取締役会長1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定</p>

現行定款	変更案
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役会</p> <p>(員数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 4 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、当該決議において、当該期間を短縮することを妨げない。</p>	<p>により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 経営諮問委員会及び人事委員会</p>	<p>第6章 経営諮問委員会及び指名委員会</p>
<p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>(人事委員会) 第40条 当社は、その目的を達成するため、役員人事に関して、取締役会に意見・助言を行う人事委員会を置くことができる。 2 人事委員会に関する事項は、取締役会において定める人事委員会規程による。</p>	<p>(指名委員会) 第36条 当社は、その目的を達成するため、役員人事に関して、取締役会に意見・助言を行う指名委員会を置くことができる。 2 指名委員会に関する事項は、取締役会において定める指名委員会規程による。</p>
<p>第7章 商工債</p>	<p>第7章 商工債</p>
<p>第41条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>第8章 計算</p>	<p>第8章 計算</p>
<p>第43条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第39条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株式の取得等の決定機関) 第42条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を定めることができる。</p>

当金庫は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に係る決議の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に係る決議の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

せき ね まさ ひろ
関根 正裕

生年月日 1957年5月18日生

再任



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行	2009年6月	株式会社プリンスホテル取締役 上席執行役員 西武鉄道株式会社取締役上席執行役員
2005年2月	西武鉄道株式会社出向		株式会社西武プロパティーズ（現株式会社西武リアルティソリューションズ）取締役
2007年4月	同入社 株式会社西武ホールディングス入社 株式会社プリンスホテル（現株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド。以下同じ。）入社	2010年6月	株式会社プリンスホテル取締役 常務執行役員
		2018年2月	当金庫顧問
		2018年3月	同代表取締役社長
2008年6月	株式会社西武ホールディングス取締役上席執行役員総合企画本部長兼総合企画本部広報室長	2018年6月	同代表取締役社長兼社長執行役員（現任） 現在に至る

現在の当金庫の担当

業務執行全般、監査部

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

危機対応業務の不正事案を踏まえ、企業立て直しのプロフェッショナルとして、2018年3月に代表取締役に就任以降、「商工中金経営改革プログラム（前中期経営計画）」に則り、コンプライアンス及びガバナンスの強化はもとより、前例にとられない経営改革、業務改革を実行し、真に中小企業に貢献する新たなビジネスモデルの確立に尽力し、民営化実現に向けた成果をあげております。今後もビジネスモデルを更に深化させ、盤石な経営基盤を構築していくためには、関根氏の経験と強いリーダーシップの発揮が必要不可欠であるため、候補者としていたしました。

候補者番号

2

なか たに
中谷はじめ
肇

生年月日 1960年11月22日生

再任



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 商工組合中央金庫入庫
 2015年 6月 同執行役員総務部長
 2018年 6月 同常務執行役員
 2019年 4月 同専務執行役員
 2021年 6月 八重洲興産株式会社代表取締役
 2022年 4月 当金庫副社長執行役員
 2022年 6月 同取締役副社長執行役員（現任）
 現在に至る

現在の当金庫の担当

コーポレート本部（総務部、経営企画部、主計部、DE&I推進部、キャリアサポート部）、秘書室

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

1984年に入庫して以降、40年にわたり当金庫業務に従事しており、執行役員総務部長、専務執行役員・副社長執行役員として「商工中金経営改革プログラム」及び現中期経営計画の実行にあたり大きな役割を果たしてきました。当金庫生え抜きの役員として培ってきた中小企業金融に関する豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者いたしました。

候補者番号

3

か じ
鍛治かっ ひこ
克彦

生年月日 1961年5月2日生

再任



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	通商産業省（現経済産業省） 入省	2022年 3月	同辞任 経済産業省退官
2012年 9月	中小企業庁事業環境部長	2022年 6月	当金庫取締役専務執行役員 （現任）
2013年 6月	大臣官房審議官（政策総合調整 担当）		現在に至る
2015年 7月	関東経済産業局長		
2016年 6月	地域経済産業審議官		
2017年 7月	当金庫執行役員		
2018年 6月	同取締役専務執行役員		

現在の当金庫の担当

産業革新本部（産業戦略部、スタートアップ営業部）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

経済産業省での勤務経験や当金庫取締役専務執行役員としての業務執行等により培った中小企業金融に関する豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者いたしました。

候補者番号

4

まきの ひでゆき
牧野 秀行

生年月日 1964年10月17日生

新任



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	商工組合中央金庫入庫	2023年 6月	株式会社商工中金情報システム 代表取締役社長（現任）
2018年 6月	同監査役	2024年 4月	当金庫専務執行役員兼システム 部長（現任）
2020年 6月	同常務執行役員		現在に至る
2022年 4月	同常務執行役員兼経営企画部長		
2023年 4月	同常務執行役員		

現在の当金庫の担当

デジタル・システム本部（デジタル戦略部、システム部）

重要な兼職の状況

株式会社商工中金情報システム代表取締役社長

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

1987年に入庫して以降、37年にわたり当金庫業務に従事しており、現場経験豊富であることに加え、常勤監査役として経営の監督に十分な役割を果たしてきた経験を有しております。現在は専務執行役員、当金庫子会社である株式会社商工中金情報システムの代表取締役を務めており、当金庫生え抜きの役員として培ってきた中小企業金融に関する豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に活かしていただくため、候補者としていたしました。

候補者番号

5

おおくぼ かずたか
大久保 和孝

生年月日 1973年3月22日生

再任

社外 独立



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 11月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2020年 2月	株式会社サーラコーポレーション 社外取締役（現任）
2016年 2月	同経営専務理事 ERM本部長	2020年 6月	当金庫社外取締役（現任） 武蔵精密工業株式会社社外取締 役（監査等委員）（現任）
2019年 6月	株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長（現任） セガサミーホールディングス株 式会社社外監査役	2020年 11月	株式会社SS Dnaform代表取締 役社長（現任）
	サンフロンティア不動産株式会 社社外取締役（現任）	2021年 9月	株式会社ブレインパッド社外取 締役（監査等委員）（現任）
2019年 9月	株式会社ブレインパッド社外監 査役	2022年 6月	セガサミーホールディングス株 式会社社外取締役（監査等委員） （現任）
2019年 12月	株式会社LIFULL社外取締役（現 任）		現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長	株式会社LIFULL社外取締役
セガサミーホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）	株式会社サーラコーポレーション社外取締役
サンフロンティア不動産株式会社社外取締役	武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員）
株式会社ブレインパッド社外取締役（監査等委員）	株式会社SS Dnaform代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手監査法人での監査経験を有するとともに、官公庁、地方公共団体の各種有識者委員を歴任し、特にガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等の実務面に優れた人物であり、その豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者としていたしました。これらの経験や見識を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能強化の役割を果たしていただくとともに、引き続き当金庫のコンプライアンスに関するリテラシー向上を図る役割等を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

6

いし ぐろ ふ じ よ
石黒 不 二 代

生年月日 1958年2月1日生

再 任

社 外 独 立



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 1月	ブラザー工業株式会社入社	2015年 6月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）社外取締役
1988年 1月	株式会社スワロフスキー・ジャパン入社	2021年 5月	ウイングアーク1st株式会社社外取締役
1994年 9月	Alphametrics, Inc. 社長	2021年 6月	ネットイヤーグループ株式会社取締役（現任）
1999年 1月	Netyear Group, Inc. 取締役	2022年 6月	セガサミーホールディングス株式会社社外取締役（現任）
1999年 7月	ネットイヤーグループ株式会社取締役	2023年 6月	当金庫社外取締役（現任）
2000年 5月	同代表取締役社長		三井物産株式会社社外取締役（現任）
2013年 6月	株式会社損害保険ジャパン（現損害保険ジャパン株式会社）社外監査役		現在に至る
2014年 3月	株式会社ホットリンク社外取締役		
2014年 6月	マネックスグループ株式会社社外取締役（現任）		

重要な兼職の状況

マネックスグループ株式会社社外取締役
セガサミーホールディングス株式会社社外取締役

三井物産株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ネットイヤーグループの創業者として企業経営及びデジタル分野の豊富な知見を備えていること、及び他の上場会社における社外取締役としての経験と幅広い見識を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者となりました。これらの経験や見識を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能強化の役割を果たしていただくとともに、引き続きデジタル技術を活用したサービス提供についてアドバイスをする等の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

7

まき うら しん じ
牧 浦 真 司

生年月日 1962年4月17日生

新 任

社 外 独 立



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行	2015年 7月	ヤマトホールディングス株式会社入社
1999年10月	メリルリンチ日本証券株式会社投資銀行部門入社	2016年 4月	同執行役員
2012年 3月	同常務執行役員マネージングディレクター	2017年 4月	同常務執行役員
		2020年 4月	同専務執行役員（現任）
			現在に至る

重要な兼職の状況

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手金融機関・産業調査分野での勤務、証券会社やヤマトホールディングス株式会社で執行役員として企業経営に携った経験から、グローバルな視点とリスク管理及びデジタル分野に関する豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に活かしていただくため、候補者となりました。同氏のこれらの経験や見識をもとに、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能強化の役割を果たしていただくとともに、DXを活用した中小企業を取り巻く産業構造課題の解決へのアプローチについてアドバイスをする等の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

8

ありま あつみ
有馬 充美

生年月日 1962年8月11日生

新任

社外 独立



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行	2021年6月	株式会社西武ホールディングス社外取締役（現任） 西武鉄道株式会社取締役
2014年4月	株式会社みずほ銀行執行役員コーポレートアドバイザー部長	2022年4月	株式会社プリンスホテル取締役 株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド取締役
2016年4月	同行執行役員国際営業部長	2023年6月	株式会社西武リアルティソリューションズ取締役
2019年4月	西武鉄道株式会社社外取締役 株式会社プリンスホテル（現株式会社西武リアルティソリューションズ。以下同じ。）社外取締役		カルチュア・エンタテインメント株式会社社外取締役（現任） 現在に至る
2020年5月	株式会社高島屋社外取締役（現任） 株式会社大創産業社外取締役（現任）		

重要な兼職の状況

株式会社高島屋社外取締役
株式会社大創産業社外取締役株式会社西武ホールディングス社外取締役
カルチュア・エンタテインメント株式会社社外取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

大手金融機関での中小企業金融や高度金融、グローバル分野への知見・経験、他の上場会社においては取締役として企業経営全般に携わり、特にサステナビリティ及びDE&I分野に関して豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に活かしていただくため、候補者といたしました。同氏の経験や見識をもとに、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能強化の役割を果たしていただくとともに、当金庫の人的資本経営への取り組みについてアドバイスをする等の役割を果たしていただくことを期待しております。

注1. 各候補者と当金庫の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 大久保和孝氏、石黒不二代氏、牧浦真司氏及び有馬充美氏は、社外取締役候補者であります。

3. 石黒不二代氏は、2024年6月開催予定のネットイヤーグループ株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社取締役を退任予定であります。

4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

大久保和孝氏は、2020年6月23日から当金庫の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。石黒不二代氏は、2022年6月21日から当金庫の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 取締役との責任限定契約について

当金庫は、大久保和孝氏及び石黒不二代氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、各氏の選任に係る本議案が承認可決された場合は、当金庫は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

また、中谷肇氏、牧浦真司氏及び有馬充美氏の選任に係る本議案が承認可決された場合は、当金庫は、各氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 会社役員との補償契約について

当金庫は、会社役員が責任追及の可能性に委縮することなく、果敢な経営判断を行うことを促すため、関根正裕、中谷肇、鍛冶克彦、大久保和孝及び石黒不二代の各氏との間に、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。なお、各氏の選任に係る本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、当金庫は、牧野秀行、牧浦真司及び有馬充美の各氏の選任に係る本議案が承認可決された場合、各氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を本総会終結後に締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告「2（4）補償契約」（46ページ）に記載のとおりであります。

7. 役員等賠償責任保険契約について

当金庫は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2（5）役員等賠償責任保険契約に関する事項」（46ページ）に記載のとおりであります。なお、各候補者の選任に係る本議案が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

当金庫は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に係る決議の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、監査役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に係る効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

てら うち
寺内まさ ひこ
真彦

生年月日 1967年1月19日生

新任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年 4月 商工組合中央金庫入庫
2021年 4月 同監査部長
2022年 6月 同常勤監査役（現任）
現在に至る

所有する当金庫の株式数

—

監査等委員である取締役候補者とした理由

当金庫危機対応業務部長、監査部長等、当金庫社員として培った豊富な経験と、内部事務を含めた幅広い見識を有し、常勤監査役として経営の監督に十分な役割を果たしております。これらの経験や見識を当金庫の経営の監督機能強化に引き続き活かしていただくため、候補者となりました。

候補者番号

2

はや かわ
早川み か
美佳

生年月日 1965年9月4日生

新任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年 4月 株式会社日経リサーチ入社
2019年 1月 株式会社商工組合中央金庫入庫
2023年 4月 同執行役員D & I 推進部長
2024年 4月 同執行役員D E & I 推進部長（現任）
現在に至る

所有する当金庫の株式数

—

監査等委員である取締役候補者とした理由

調査会社において社会情勢や企業・組織内の調査・分析と営業に長年携わり、当金庫においてはD E & I 推進部長としてダイバーシティや組織風土改革を主導して顕著な成果をあげております。外部企業及び当金庫社員として豊富な経験と、特にD E & I の観点からの幅広い見識を当金庫の経営の監督機能強化に活かしていただくため、候補者となりました。

候補者番号

3

こ が ゆ
小 粥じ ゅ ん こ
純 子

生年月日 1967年10月10日生

新任

社 外 独 立



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年 4月	中央新光監査法人入所	2020年12月	日本調理機株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)
1994年 3月	公認会計士登録	2021年 6月	株式会社日新社外取締役 (監査等委員) (現任)
2006年 9月	あらた監査法人 (現PwC Japan 有限責任監査法人) 入所	2021年12月	大和ハウスリート投資法人監督役員 (現任)
2012年 8月	日本公認会計士協会 自主規制・業務本部 調査・相談グループ長	2022年 3月	株式会社セレス社外取締役 (監査等委員)
2012年10月	東北大学大学院経済学研究科 (会計大学院) 教授 (現任)	2022年 6月	株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役 (現任)
2020年 1月	小粥純子公認会計士事務所開設 (現任)		当金庫非常勤監査役 (現任)
2020年 3月	税理士登録		現在に至る
2020年 4月	竹内絢子税理士事務所入所 (現任)		

重要な兼職の状況

東北大学大学院経済学研究科 (会計大学院) 教授	株式会社日新社外取締役 (監査等委員)
小粥純子公認会計士事務所代表	大和ハウスリート投資法人監督役員
日本調理機株式会社社外取締役 (監査等委員)	株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士及び東北大学大学院教授等として、財務及び会計に関する専門知識を有しており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき当金庫の経営全般にわたる適切な指導・助言を行うなど、社外監査役として経営の監督に十分な役割を果たしていただいております。引き続き、これらの豊富な経験と幅広い見識を当金庫の経営の監督機能強化に活かしていただくことで、その役割を果たされることが期待されることから、候補者としていたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者番号

4

か わ む ら
川 村ゆう す け
雄 介

生年月日 1953年12月5日生

新任

社 外 独 立



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年 4月	大和証券株式会社入社	2017年10月	商工中金の在り方検討会座長
2000年 4月	長崎大学経済学部経済学研究科 教授	2018年 4月	商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会委員長
2010年 4月	株式会社大和総研専務理事	2019年 4月	日本証券業協会特別顧問
2011年 1月	財務省財政制度等審議会委員	2020年 4月	一般社団法人グローバル政策研究所代表理事 (現任)
2012年 4月	株式会社大和総研副理事長	2021年 3月	キヤノン株式会社社外取締役 (現任)
2013年 2月	金融庁企業会計審議会委員		現在に至る
2017年 6月	三井製糖株式会社 (現DM三井製糖ホールディングス株式会社) 社外取締役 (監査等委員) (現任)		

重要な兼職の状況

DM三井製糖ホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)	キヤノン株式会社社外取締役
一般社団法人グローバル政策研究所代表理事	

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大学教授、財務省や金融庁の審議会委員、日本証券業協会の特別顧問などを務め、金融・証券制度や金融機関の経営戦略の専門家であり、商工中金の在り方検討会座長、経営及び危機対応業務に関する評価委員会委員長を務めるとともに、社外取締役 (監査等委員) としての経験も豊富であります。同氏の豊富な経験と幅広い見識を活かした当金庫の経営全般にわたる適切な指導・助言などの役割を果たされ、当金庫の経営の監督機能強化に活かしていただくことが期待されることから、候補者としていたしました。

候補者番号

5

いし かわ たか のり
石川 貴教

生年月日 1974年10月13日生

新任

社外 独立



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年 4月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行	2015年 1月	森・濱田松本法律事務所パートナー（現任）
2003年 10月	森・濱田松本法律事務所入所 弁護士登録（東京弁護士会所属）	2017年 10月	株式会社商工組合中央金庫コンプライアンス委員会委員長 現在に至る
2013年 7月	金融庁監督局銀行第一課出向 （課長補佐）		

重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての法的な専門知識を有し、金融庁への出向や当金庫のコンプライアンス委員会委員長を務めてきたことに加え、他の金融機関についても幅広くコンプライアンス関連の指導を行っていることから、金融機関の実情についても精通しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識を活かした当金庫の経営全般にわたる適切な指導・助言などの役割を果たされ、当金庫の経営の監督機能強化に活かしていただくことが期待されることから、候補者としていたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- 注1. 各候補者と当金庫の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 小粥純子氏、川村雄介氏及び石川貴教氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 小粥純子氏は、2024年6月開催予定の株式会社TBSホールディングス定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。また、同氏は、2024年6月開催予定の株式会社TBSテレビ定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。
4. 監査等委員である取締役との責任限定契約について
当金庫は、小粥純子氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の選任に係る本議案が承認可決された場合は、当金庫は、同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、寺内真彦氏、早川美佳氏、川村雄介氏及び石川貴教氏の選任に係る本議案が承認可決された場合は、当金庫は、各氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 会社役員との補償契約について
当金庫は、本議案が承認可決された場合、寺内真彦、早川美佳、小粥純子、川村雄介及び石川貴教の各氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を本総会終結後に締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告「2 (4) 補償契約」(46ページ)に記載のとおりであります。
6. 役員等賠償責任保険契約について
当金庫は、監査等委員である取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2 (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」(46ページ)に記載のとおりであります。なお、各候補者の選任に係る本議案が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 当金庫の社外役員の独立性基準

当金庫における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 当金庫又はその関係会社の業務執行取締役、執行役若しくは執行役員又は支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という。）である者、及びその就任の前10年間に於いて当金庫又はその関係会社の業務執行者であった者
- (2) 当金庫の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (3) 当金庫又はその関係会社と重要な取引関係（※1）がある者又はそれが法人・団体等である場合の当該者若しくはその関係者（関係会社と類似する関係にある者）の業務執行者である者
- (4) 当金庫又はその関係会社の弁護士やコンサルタント等として、当金庫役員報酬以外に直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受け取っている者。また、それが法人・団体等である場合、当該法人・団体等が当金庫又はその関係会社において重要な取引関係がある場合における、当該法人・団体等に属する者
- (5) 当金庫又はその関係会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
- (6) 当金庫又はその関係会社から直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (7) 上記（2）から（6）までについて過去3年間に於いて該当する場合
- (8) 配偶者又は二親等以内の親族が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
- (9) 当金庫又はその関係会社から取締役を受入れている会社又はその関係会社の業務執行者である者
- (10) 社外役員としての在任期間が8年を経過している者
- (11) その他、当金庫の一般株主全体との間で上記（1）から（10）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

ただし、上記（1）から（10）までに該当するものがある場合でも、人事委員会が総合的に判断しその独立性を有する社外役員として相応しい者として認め、取締役会において独立性を有する社外役員候補者として決議した場合は、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。

その場合においては、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

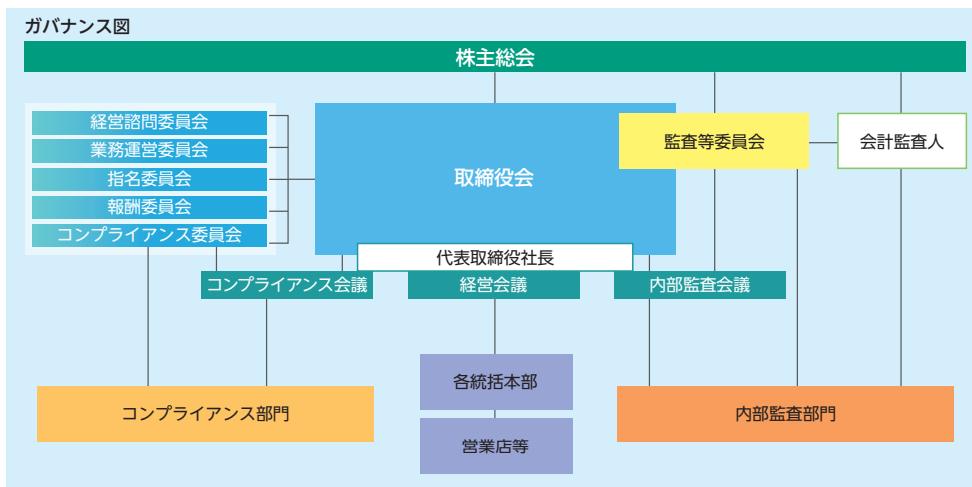
(※1) 重要な取引関係とは、当金庫の連結業務粗利益又は取引先の連結総売上高の2%以上を基準に判定

(ご参考) 本総会後の取締役会メンバーについて

監査等委員である取締役を除く取締役候補者8名及び監査等委員である取締役候補者5名が本総会において選任された後の取締役会メンバーは以下のとおりです。

氏名	本総会後の当金庫における地位等	役員の専門性									
		企業経営	金融	財務会計	法律・コンプライアンス	グローバル	DX・IT	サステナビリティ	DE&I	リスクマネジメント	中小企業
再任 関根正裕	取締役社長執行役員 (代表取締役)	●	●							●	●
再任 中谷肇	取締役副会長		●							●	●
再任 鍛冶克彦	取締役専務執行役員		●				●				●
新任 牧野秀行	取締役専務執行役員		●				●			●	●
再任 大久保和孝	取締役 社外 独立			●	●		●	●		●	●
再任 石黒不二代	取締役 社外 独立	●				●	●		●		
新任 牧浦真司	取締役 社外 独立	●	●			●	●			●	
新任 有馬充美	取締役 社外 独立		●			●		●	●		●
新任 寺内真彦	取締役 (監査等委員)		●								●
新任 早川美佳	取締役 (監査等委員)								●		
新任 小粥純子	取締役 (監査等委員) 社外 独立			●		●		●		●	●
新任 川村雄介	取締役 (監査等委員) 社外 独立		●		●	●		●			●
新任 石川貴教	取締役 (監査等委員) 社外 独立		●		●					●	

(ご参考) 本総会後の商工中金のガバナンス



主要な会社機関の内容

取締役会

取締役会は、過半数の社外取締役（7 / 13名）で構成されます。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員との職務の監督を行います。

監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成されます。監査等委員は、取締役の職務の執行を適法性・妥当性の観点から監査し、監査等委員会は、監査報告の作成、監査等委員以外の取締役の選任等に関する意見の決定、監査方針の決定等を行います。

経営諮問委員会

中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただきます。

指名委員会・報酬委員会

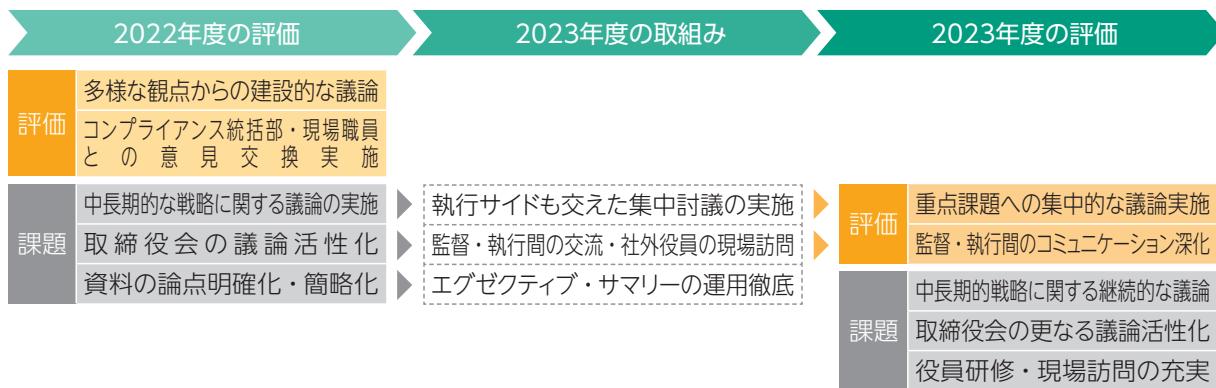
役員人事並びに役員報酬及び退職慰労金に係る業績評価について、取引先中小企業の代表者、外部有識者、社外取締役等で構成される「指名委員会」と「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただきます。

コンプライアンス委員会

不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務執行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただきます。

(ご参考) 取締役会の実効性評価

当金庫では、『監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会』を実現し、ガバナンスの徹底強化を図るべく、2018年度から、取締役会の実効性評価を行っております。取締役会のメンバー（取締役・監査役）全員に対し、取締役会の機能、取締役会の運営、監査機関等との連携、取締役・監査役への支援といった観点からアンケート調査を実施し、その結果を集計のうえ、取締役会での討議を経て、次年度の取組方針を決定しております。毎年度、このようなPDCAサイクルを回していくことで、企業価値向上に向けた、取締役会の機能強化を図っております。



2023年度は自己評価によるアンケート調査にて実施したところ、取締役会ではオープンで活発な議論が行われており、適切に機能している、取締役会の議事進行は適切に行われている、取締役・監査役は各人の役割責任を果たしている、等の意見があり、取締役会の実効性は相応に確保されていることが確認されました。また、昨年度の課題「中長期的な戦略に関する議論の実施」について、取締役・監査役・常務執行役員が1日かけて議論を実施する「集中討議」を半期ごとに実施したことで、重要課題に向き合いながら有益な議論ができた、という評価を得られました。また、「取締役会の議論活性化」については、集中討議のほか、取締役・監査役⇄執行役員間の交流や、社外役員の現場訪問等を実施したことで、コミュニケーションの一定の深化は図られた、という意見がありました。

一方で、「企業価値向上を志向した中長期的戦略に関する議論の実施（継続実施）」、「取締役会の更なる議論活性化」、「役員研修・現場訪問の充実」などが課題として挙げられました。これらを踏まえて取締役会での討議を経て決定された2024年度における当金庫の取組みの一部について、以下のとおりご紹介いたします。

2023年度の実効性評価結果を踏まえた 2024年度の取組み

- 中長期的経営戦略・人的資本経営に関する議論の実施
- 役員向け研修の充実、社外役員の現場訪問・現場社員との交流実施

など

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当金庫の取締役の報酬額は、2008年12月16日開催の第1回株主総会において取締役の報酬額の総額を月額20百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

当金庫は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に係る決議の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の総額を月額20百万円以内（うち社外取締役分5百万円以内）と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案は、社外取締役及び外部有識者等が過半数を占める報酬委員会における審議を経た役位ごとの報酬額の設定、当金庫の規模、取締役の人数を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を取締役会で決定したものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決され、かかる決議が効力発生しますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名となります。

本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に係る決議の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当金庫の監査役の報酬額は、2008年12月16日開催の第1回株主総会において監査役の報酬額の総額を月額5百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

当金庫は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に係る決議の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額の総額を、現在の監査役の報酬額の総額である月額5百万円以内から増額し、月額10百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案は、社外取締役及び外部有識者等が過半数を占める報酬委員会における審議を経た役位ごとの報酬額の設定、当金庫の規模、監査等委員である取締役の人数を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬額を取締役会で決定したものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決され、かかる決議が効力発生しますと、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に係る決議の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当金庫は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に係る決議の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め、監査等委員会設置会社に移行後の補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に係る決議の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

の ざ き
野 崎
あ ぎ ら
晃
生年月日 1957年11月20日生

社 外
独 立

略歴、地位、及び重要な兼職の状況

1988年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	2007年6月	株式会社整理回収機構常務執行役員
1995年4月	長島・野崎法律事務所開設	2011年6月	NECフィールディング株式会社監査役
2003年3月	野崎法律事務所開設（現任）	2015年6月	イチカワ株式会社社外取締役（現任）
2006年4月	株式会社スロー・グループ（現アイペット損害保険株式会社）社外監査役	2017年6月	株式会社Jーオイルミルズ社外取締役 同監査役（現任）
2006年9月	株式会社マクロミル社外監査役		現在に至る

所有する当金庫の株式数

—

重要な兼職の状況

野崎法律事務所代表（弁護士）
イチカワ株式会社社外取締役

株式会社Jーオイルミルズ監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として法的な専門知識を有しており、株式会社整理回収機構常務執行役員及び他の上場企業での監査役として培った豊富な経験と幅広い見識を活かした当金庫の経営全般にわたる適切な指導・助言により、経営の監督に役割を果たされることが期待されることから、候補者となりました。

- 注1. 候補者と当金庫の間には、特別の利害関係はありません。
- 注2. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 注3. 監査等委員である取締役との責任限定契約について
当金庫は、監査等委員である取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を予定しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当金庫は、候補者との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 注4. 会社役員との補償契約について
当金庫は、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、候補者との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告「2（4）補償契約」（46ページ）に記載のとおりであります。
- 注5. 役員等賠償責任保険契約について
当金庫は、監査等委員である取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2（5）役員等賠償責任保険契約に関する事項」（46ページ）に記載のとおりであります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

当金庫は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に係る決議の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、本總會終結の時をもって退任する取締役中村重治、大川順子及び日下智晴、監査役岡本泰一郎、寺内真彦、寺脇一峰及び小粥純子の各氏に対し、在任中の功労に報いるため、当金庫の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議に、ご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、事業報告45ページに記載の当金庫取締役会が決定した役員の報酬等の算定方法の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名				略歴	
なか	むら	しげ	はる	2018年6月	当金庫取締役（社外取締役） 現在に至る
おお	かわ	じゅん	こ	2020年6月	当金庫取締役（社外取締役） 現在に至る
くさ	か	とも	はる	2022年6月	当金庫取締役（社外取締役） 現在に至る
おか	もと	たい	いちろう	2020年6月	当金庫監査役（社内監査役） 現在に至る
てら	うち	まさ	ひこ	2022年6月	当金庫監査役（社内監査役） 現在に至る
てら	わき	かず	みね	2018年6月	当金庫監査役（社外監査役） 現在に至る
こ	がゆ	じゅん	こ	2022年6月	当金庫監査役（社外監査役） 現在に至る

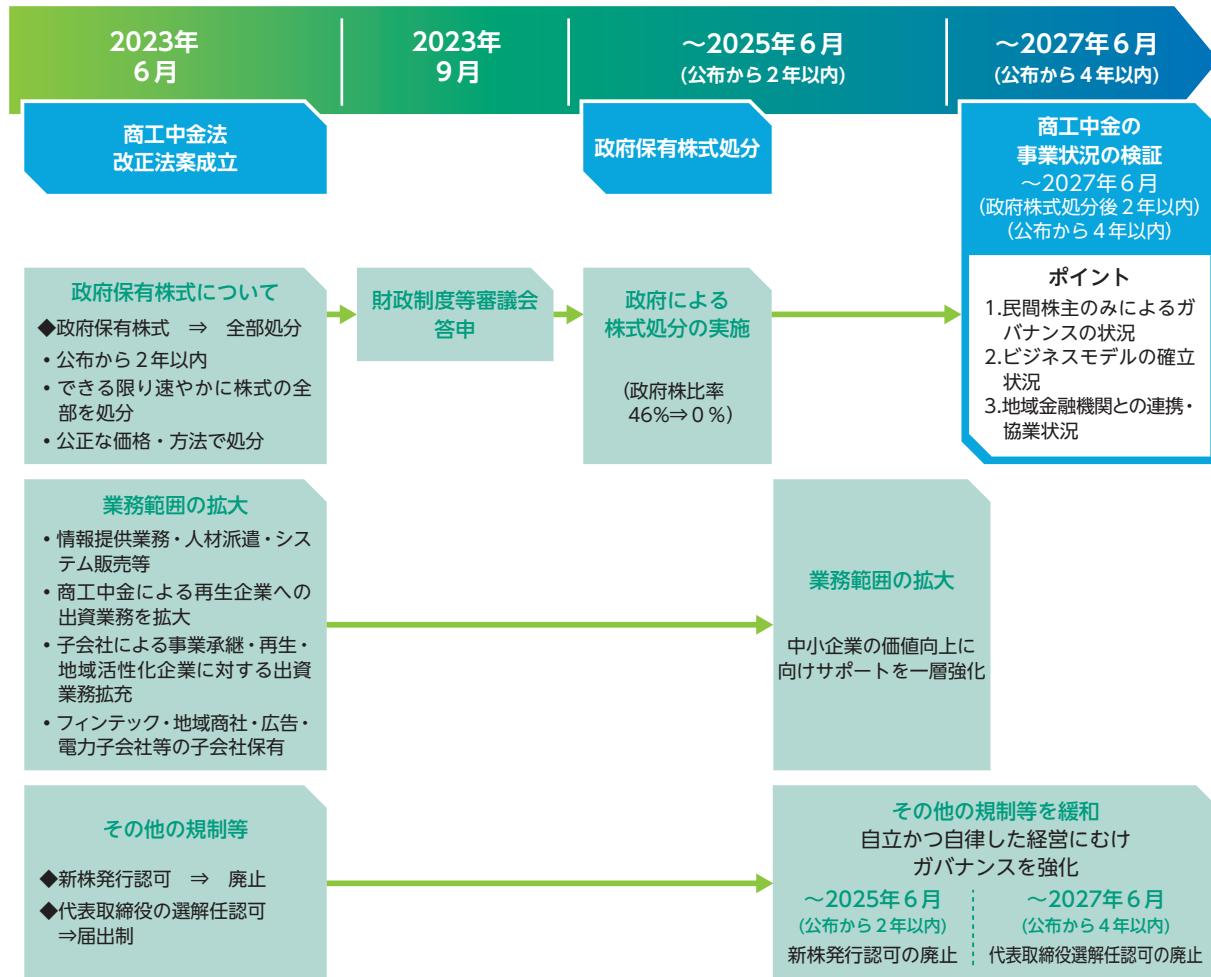
以上

(ご参考)

株式会社商工組合中央金庫法（以下「商工中金法」といいます。）の改正について

2023年6月に商工中金法の改正法案が成立いたしました。今回の法改正では、政府保有株式の全部処分を実施し、商工中金の業務範囲の一部を銀行と同様となるよう見直しする一方、株主資格制限や特別準備金の維持・危機対応業務の責務化など、必要な各種措置は維持するものとされております。商工中金の使命（中小企業組合や中小企業者の金融の円滑化という法目的）は、今後も変わることはありません。

今後のスケジュールについては以下のとおりです。なお、2024年4月15日に関東財務局にて政府保有株式の一般競争入札に関する公告がなされました。



1 当金庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

【金融経済環境】

当連結会計年度のわが国経済をみますと、おおむね緩やかな回復が続いたものの、期末にかけてやや弱含みの推移となりました。

個人消費は、コロナ禍からの反動需要が一巡する中で物価上昇が購買力を削ぎ、持ち直しの動きに足踏みがみられました。設備投資は、人手不足を背景とした企業の合理化・省力化投資を中心に持ち直しました。財の輸出は中国を中心とした海外経済の減速を受け、横ばい程度の推移となりました。生産は、大手自動車メーカーの生産・出荷停止から年度末にかけて弱含みの推移となりました。

こうした中で中小企業の景況感をみますと、商工中金のお取引先を対象とした「商工中金景況調査」では、供給制約の緩和やインバウンドの回復などを背景に2023年中は好転が続いたのち、2024年に入り自動車の減産や能登半島地震などの影響から悪化に転じました。

金融面では、2023年に日本銀行が長期金利の上限の目途を引き上げたのち、2024年3月の金融政策決定会合においてこれまでの「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の枠組み及びマイナス金利政策の修正を決定しました。ただし、緩和的な金融環境は継続するとの姿勢を示したことで、長期金利の上昇は限定的なものにとどまりました。円の為替相場は円安方向に推移し、150円を超える円安水準となりました。日経平均株価は1990年以来の最高値を更新し、一時4万円台に達しました。

【事業の経過及び成果】

当金庫が実現していきたい、これからの社会の姿の実現に向け、2022年3月に制定した「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」というパーパスを基軸に、2022年度から2024年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定しております。

中期経営計画では、中長期的に中小企業が直面する多種多様な経営課題を踏まえ、「商工中金経営改革プログラム」で培ったビジネスモデルを強化し、より踏み込んだ企業支援に取り組むことで、変化につよい企業経営をお取引先とともに実現していくと同時に、商工中金自身の持続可能なビジネスモデルの実現を目指してまいります。

<中期経営計画に基づく主要な施策>

(1) サービスのシフト

中小企業が抱える経営課題が多様化・複雑化する中、更にニーズが高まっていく、情報サービス、人財サービス、高度金融サービスという3つの分野に注力し、課題解決に向けて取り組むお取引先に対して様々な経営リソースを提供しております。

情報サービスは、財務診断やESG診断、DX・ITサーベイ、従業員の幸福度を可視化する幸せデザインサーベイ、CO₂排出量可視化サービスといったツールを活用してお取引先と課題を共有する診断サービスと、共有した課題の解決に向けた計画策定や実行支援を行うコンサルティング・本業支援の取組みを強化しております。

人財サービスは、課題解決に取り組むに当たって必要となる、お取引先を内部から支える経営人材、専門人材の確保に貢献するべく、提携先とのビジネスマッチングや、当金庫の専門的な人的リソースを活用した人材提供に取り組んでおります。

高度金融サービスは、複雑化・高度化する経営課題に対応し、大型の資金調達や適切なリスクコントロールを実現するストラクチャードファイナンス等への取組みを強化しております。また、政策投資株の取得及びメザニンファイナンス等を含む投資業務への取組みを強化し、財務内容が大きく毀損したお取引先の財務健全化ニーズや、事業承継等における株式引受けニーズに対応しております。



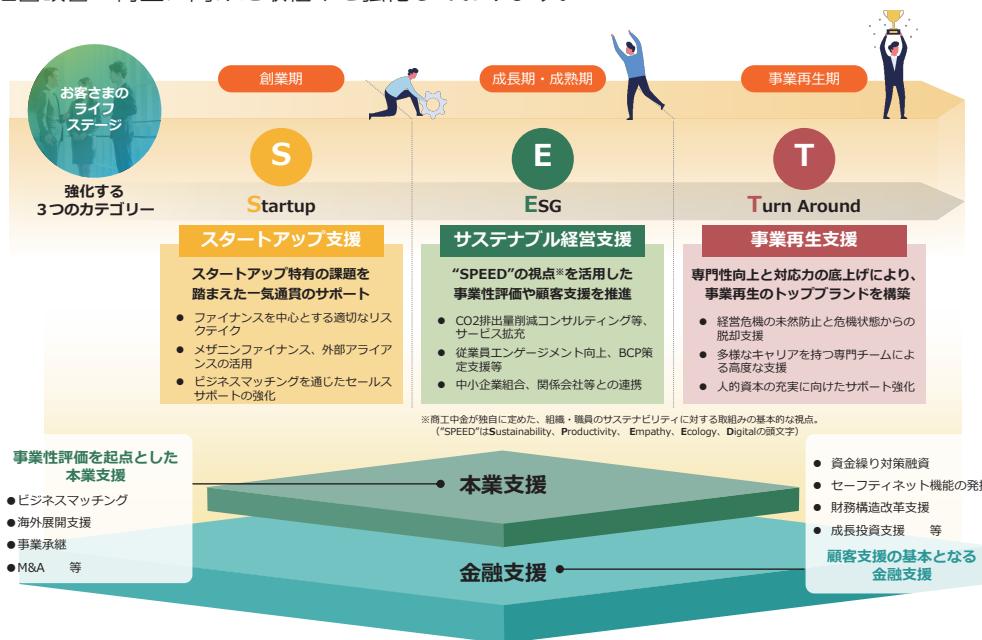
(2) 差別化分野の確立

経済危機や災害時のセーフティネット機能の発揮、日々の資金繰り支援、事業性評価に基づく本業支援に加え、お取引先のライフステージごとの経営課題に着目し、S：「スタートアップ支援」、E：「サステナブル経営支援」、T：「事業再生支援」の3つの領域を「差別化分野」として取組みを強化しております。

「スタートアップ支援」は、イノベーションを促進し地域活性化を図るうえで社会的にも重要な機能であり、スタートアップ特有の課題を踏まえた一気通貫のサポートに取り組んでおります。

「サステナブル経営支援」においては、気候変動リスクへの対応に取り組むお取引先への支援や、従業員エンゲージメントの向上に取り組むお取引先、災害対策等を進めるお取引先、ガバナンスを強化しようとするお取引先等への支援を推進しております。

「事業再生支援」においては、専門性向上と対応力の底上げにより、財務や収支に課題を抱えるお取引先の経営改善・再生に向けた取組みを強化しております。



(参考) 差別化分野の実績

Startup スタートアップ支援	
スタートアップ特有の課題を踏まえた一気通貫のサポート	
スタートアップ企業に対するファイナンス実行件数・金額	2023/3期 280件 420億円程度 2024/3期 280件 330億円程度
スタートアップ企業へのビジネスマッチング取次	2023/3期 350件以上 2024/3期 1,050件以上

ESG サステナブル経営支援	
“SPEED”の視点 [※] を活用した事業性評価や顧客支援を推進	
ESG診断サービス提供	2023/3期 800件程度 2024/3期 450件程度
サステナブルファイナンス期末件数・残高	2023/3期 51件 190億円 2024/3期 142件 551億円

Turn Around 事業再生支援	
専門性向上と対応力の底上げにより事業再生のトップブランドを構築	
支援対象先 [*] ランクアップ率	2023/3期 8.9% 2024/3期 13.1%
支援対象先 [*] の引当戻り額	2023/3期 22億円 2024/3期 19億円
<small>*2023/3時点 約4,800社 2024/3時点 約4,100社</small>	

(3) 当金庫自身の企業変革

パーパス・ミッションを基軸として、多くの新しいチャレンジを育むべく、「Well-being・D&I」、「お客さま本位の業務運営」、「デジタルトランスフォーメーション」の3つの主要なテーマに基づき、企業体質や組織風土改革を進めております。



社員の3つの充実(仕事、個人、家族・社会)を通じたWell-beingの実現をサポートしていくとともに、「お客さまの価値向上のため、変革しつづける人財」の採用・育成に向け、2024年4月から新人事制度を導入しております。

お客さま本位で質の高いサービス・ソリューション提供を一層進めるべく、2024年4月から統括本部制を拡大しております。親和性の高い機能をまとめ、統括本部の下に配置することにより、経営戦略と人材戦略の一体化による人的資本経営の高度化や経営効率の向上、意思決定スピードの向上を図ってまいります。



<持続可能な社会の実現に向けた取組み>

【基本的な考え方】

当金庫は、中小企業組合や中小企業の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2022年3月に、環境や人権に対する基本的考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を定めました。同規程では、当金庫の組織・役職員の取組みの基本的な視点として、“SPEED”の視点（※）を設定し、具体的な目的と行動を定めております。

（※）当金庫が独自に定めた、組織・役職員における、サステナビリティに対する取組みの基本的な視点。Sustainability、Productivity、Empathy、Ecology、Digitalの頭文字をとったもの。

【気候変動リスクへの対応】

特に、サステナビリティに関する課題の中でも「気候変動リスクへの対応」は、多くのお取引先に影響を与える重要な課題で、当金庫における経営のトップリスクの一つと認識しております。近年、異常気象による被害が甚大化しており、持続可能な社会の実現に向けて、世界各国で気候変動に対応していく動きが広がっております。当金庫は、お取引先の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

気候変動リスクが当金庫の経営にもたらす機会とリスクに関して、定性的・定量的なシナリオ分析を行っております。具体的には、気候変動に起因する近年の自然災害を踏まえた物理的リスクや、低炭素社会への移行に伴う気候変動政策や技術革新等により生じる移行リスク及び機会の影響分析を行い、組織のレジリエンスを高めてまいります。

当金庫は、気候変動に対する取組みの情報開示の重要性を認識しており、「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」が推奨する形での情報（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）の開示に取り組んでおります。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま及びお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

(預金)

預金は、期末残高が前期末比4,488億円増加し、6兆2,352億円となりました。

預 金

6兆2,352億円

前期末比4,488億円増

(債券)

債券は、期末残高が前期末比1,524億円減少し、3兆2,964億円となりました。

債 券

3兆2,964億円

前期末比1,524億円減

(貸出金)

貸出金は、危機対応融資の利子補給期間満了に伴う返済や据置期間満了に伴う返済開始口座が増加した結果、期末残高は前期比116億円減少し、9兆6,274億円となりました。

貸出金

9兆6,274億円

前期末比116億円減

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比24億円増加し、209億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比12億円増加し、116億円となりました。

特定取引
資産

209億円

前期末比24億円増

特定取引
負債

116億円

前期末比12億円増

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比2,416億円増加し、1兆2,196億円となりました。

有価証券

1兆2,196億円

前期末比2,416億円増

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比2,462億円増加し、13兆2,267億円となりました。

総資産

13兆2,267億円

前期末比2,462億円増

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比1兆8,442億円増加し、22兆3,131億円となりました。

内国為替
取扱高

22兆3,131億円

前期比1兆8,442億円増

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引及び資本取引が減少した結果、前期比596百万ドル減少し、6,988百万ドルとなりました。

外国為替
取扱高

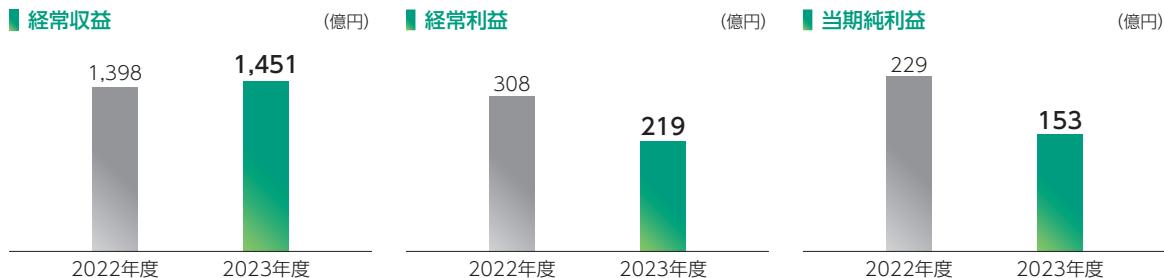
6,988百万ドル

前期比596百万ドル減

(損益)

経常収益は、資金運用収益等が増加した結果、前期比53億円増加し、1,451億円となりました。経常費用は、資金調達費用が増加した結果、前期比142億円増加し、1,232億円となりました。

以上により、経常利益は前期比89億円減少し、219億円となり、当期純利益は前期比76億円減少し、153億円となりました。



【対処すべき課題】

人口減少などの構造要因や低金利環境の長期化等により、当金庫を含む国内金融機関の収益には下押し圧力がかっており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、お取引先との対話を通じた課題・ニーズの共有、及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。そのため、お取引先から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度化を着実に進めてまいります。

当金庫のお取引先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業であり、原材料・エネルギー価格の高騰や金利上昇、人手不足等目まぐるしく変化する経営環境への対応に加え、産業構造の変化に伴うビジネスモデルや商流の再構築、業界再編への適応等、中小企業の課題やニーズは一層多様化しております。伴走型の支援体制の強化や予兆管理の高度化を進めることにより、これまで以上に適切なアドバイスやソリューションの提供を行っていく必要があります。財務・収支上の課題を有し、事業再生や経営改善を必要とするに至ったお取引先に対しては、地域金融機関と連携・協業し、当金庫の特性を活かしたソリューションも活用しながら、中長期的な目線を持って地域経済を支える中小企業の経営改善等をサポートしてまいります。

これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と合理化に努めてまいります。法人・個人事業主さま向けポータルサイト「商工中金Bizリンク」や個人のお客さま向けスマートフォンアプリ「商工中金ダイレクト」等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗機能の本部集中化等による店舗運営コストの低減と持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。また、法人のお取引先を中心に情報を分析し、企業価値向上に向けた提案を行うためのシステムプラットフォームを導入し、リレーションの維持・向上を図ることで、お取引先との深度ある対話を実現してまいります。

引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進にも取り組み、持続可能なビジネスモデルの実現に向けて邁進してまいります。

このような取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預	金	5,893,654	5,707,939	5,786,324	6,235,221
	定期性預金	3,571,601	3,453,371	3,396,472	3,527,160
	その他	2,322,052	2,254,567	2,389,852	2,708,061
債	券	3,787,170	3,542,570	3,448,850	3,296,400
社	債	10,000	30,000	80,000	100,000
貸	出 金	9,521,402	9,607,809	9,639,065	9,627,443
	融資対象団体等向け	9,345,773	9,416,095	9,448,918	9,419,062
	融資対象団体等向け以外	175,628	191,713	190,146	208,381
特 定 取 引 資 産	(トレーディング資産)	15,109	13,147	18,465	20,922
特 定 取 引 負 債	(トレーディング負債)	8,928	5,197	10,356	11,650
有 価 証 券		1,464,472	1,215,141	977,951	1,219,610
	国 債	734,260	537,291	340,828	560,085
	そ の 他	730,211	677,850	637,122	659,524
総 資 産		13,012,603	12,719,338	12,980,499	13,226,795
内 国 為 替 取 扱 高		21,684,640	19,694,189	20,468,896	22,313,103
外 国 為 替 取 扱 高		百万ドル 6,382	百万ドル 7,199	百万ドル 7,585	百万ドル 6,988
経 常 利 益		7,670	30,207	30,836	21,918
当 期 純 利 益		8,773	18,305	22,998	15,363
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		円 銭 4 3	円 銭 8 41	円 銭 10 56	円 銭 7 6

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経 常 収 益		151,777	149,384	161,030	167,053
経 常 利 益		8,503	30,604	31,426	22,356
親 会 社 株 主 に 帰 属 する					
当 期 純 利 益		9,242	18,522	23,332	15,683
純 資 産 額		979,554	988,439	1,005,142	1,040,266
総 資 産		13,083,272	12,787,705	13,049,997	13,308,663

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	3,454人
平 均 年 齢	38年11月
平 均 勤 続 年 数	15年 6月
平 均 給 与 月 額	451千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
北 海 道 地 区	5	(1)
東 北 地 区	9	(1)
関 東 甲 信 越 地 区	33	(4)
東 海 地 区	10	(1)
北 陸 地 区	4	(—)
近 畿 地 区	15	(1)
中 国 地 区	10	(1)
四 国 地 区	4	(—)
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12	(1)
国 内 計	102	(10)
海 外 計	1	(—)
合 計	103	(10)

- 注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。
 2. 記載営業所数には、「店舗内店舗」方式である神田支店、梅田支店及び箕面船場支店、熱田支店、副都心営業部（新宿支店及び渋谷支店）、川崎支店及び横浜西口支店並びに新木場支店が含まれております。
 3. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末

4 カ 所

□ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
ハノイ駐在員事務所	Tower02-19th floor - Unit CP2.19.05 CAPITAL PLACE No.29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川1207番1	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠687番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町二丁目50番地43	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
第一勲業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町一丁目5番17号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区宮所通一番町302番地1	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
新潟大米信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
ゆきぐに信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市中央四丁目8番2号ウエスギビル2階	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中央区元城町114番地の1	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中央区中沢町81番18号	信用金庫

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合
豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市宇鶴賀2054番地の1	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合
福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市吾田東十丁目8番16号	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬港町12番2号	信用協同組合
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

二 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,906
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 重要な設備の新設
該当ございません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、 計算受託業務	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	福利厚生業務	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、 コンサルティング業務	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	70百万円	100.00	—
商工中金キャピタル株式会社	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	投資業務	100百万円	100.00	—

- 注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子会社等有する議決権の比率であります。
 4. 該当がない場合は「—」で表示しております。
 5. 連結対象の子会社等は上記8社であります。

- 重要な業務提携の概況
該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2024年3月31日現在、446の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリサール商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社SBI新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関 根 正 裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務執行全般 監査部、コンプライアンス統括部	—	—
中 谷 肇	取締役副社長執行役員 社長補佐 秘書室、キャリアサポート部、 D&I推進部、営業店サポート部	—	—
鍛 治 克 彦	取締役専務執行役員 DX推進部、システム部	—	—
小 原 広 之	取締役常務執行役員 金融犯罪対策室、主計部、管理部、 危機対応業務部	—	—
中 村 重 治	取締役（社外取締役）	トーヨーカネツ株式会社社外取締役 （監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役 （監査等委員）	—
大 川 順 子	取締役（社外取締役）	KDDI株式会社社外取締役 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 東京電力ホールディングス株式会社社外取締役	—
大久保 和 孝	取締役（社外取締役）	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役 （監査等委員） サンフロンティア不動産株式会社社外取締役 株式会社ブレインパッド社外取締役（監査等委員） 株式会社LIFULL社外取締役 株式会社サーラコーポレーション社外取締役 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社SS Dnaform代表取締役社長	—
石 黒 不 二 代	取締役（社外取締役）	マネックスグループ株式会社社外取締役 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役 ネットイヤーグループ株式会社取締役 三井物産株式会社社外取締役	—
日 下 智 晴	取締役（社外取締役）	日下企業経営相談所代表	—
岡 本 泰 一 郎	常勤監査役	—	—
寺 内 真 彦	常勤監査役	—	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
寺 脇 一 峰	監査役 (社外監査役)	シン・ベル法律事務所弁護士 キューピー株式会社社外監査役 鹿島建設株式会社社外取締役 芝浦機械株式会社社外取締役	—
小 粥 純 子	監査役 (社外監査役)	東北大学大学院経済学研究科 (会計大学院) 教授 小粥純子公認会計士事務所代表 日本調理機株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社日新社外取締役 (監査等委員) 大和ハウスリート投資法人監督役員 株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、2024年4月1日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
牧 野 秀 行	専務執行役員
森 野 真 一 郎	常務執行役員
野 上 武 彦	常務執行役員
中 塩 浩 幸	常務執行役員
山 田 真 也	常務執行役員
住 本 佳 史	常務執行役員
山 口 智 之	常務執行役員
佐 藤 淳	常務執行役員
木 村 光 孝	常務執行役員

2. 該当がない場合は「—」で表示しております。
3. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。
補欠監査役 野崎 晃
4. 監査役小粥純子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
5. 取締役石黒不二代氏は、2024年6月開催予定のネットイヤーグループ株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社取締役を退任予定であります。
6. 監査役小粥純子氏は、2024年6月開催予定の株式会社TBSホールディングス定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。また、同氏は、2024年6月開催予定の株式会社TBSテレビ定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。当金庫とこれら二社との間に特別な関係はありません。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	変動報酬 (業績連動報酬)	退職慰労金
取締役	社内取締役	4人 (うち報酬以外の金額12)	73	20	12
	社外取締役	5人 (うち報酬以外の金額6)	48	—	6
監査役	社内監査役	2人 (うち報酬以外の金額4)	36	—	4
	社外監査役	2人 (うち報酬以外の金額2)	19	—	2
計	13人	222 (うち報酬以外の金額25)	176	20	25

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 該当がない場合は「—」で表示しております。
3. 業績連動報酬に係る業績指標は当金庫単体当期純利益であり、2023年3月期の実績は22,998百万円であります。当該指標を選択した理由は、当金庫単体当期純利益が、当金庫の企業価値向上を図るインセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。また、業績連動報酬の額は、当金庫単体当期純利益の額及び各取締役の業績等に対する貢献度を踏まえて決定しております。
4. 会社役員に対する報酬限度額は、2008年12月16日開催の第1回株主総会において、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）であります。
5. 取締役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額18百万円を含めております。また、監査役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額7百万円を含めております。
6. 取締役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額18百万円を含めております。また、監査役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額7百万円を含めております。
7. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により定めております。
8. 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。
- ・ 執行役員を兼務する取締役
退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※
※業績勘案率は、報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。
 - ・ 社外取締役、監査役
「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）
報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

□ 役員の報酬等の算定方法の決定方針等

当金庫は、2022年7月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

・当該方針の決定の方法

1. 基本方針

・取締役の報酬等は、役員の報酬に関する社会的動向を踏まえること、当金庫の経済価値と社会価値の実現に向けた単年度及び中長期的な取組みへの動機づけとなること、を考慮したものとする。

2. 個人別の報酬等（変動報酬等（業績・成果連動）・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法の決定方針

・取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬は役位、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。社外取締役の固定報酬は、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

・社外取締役の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、所定の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

3. 変動報酬に係る指標の内容及び額又は算定方法の決定方針

・取締役（社外取締役を除く。）の変動報酬（業績・成果連動）は、役位、期待される役割及び責任に応じて、それぞれの基準月額を定め、その基準月額に「単体当期純利益の水準に応じて予め定めた支給率（0.8～1.0）」及び「各役員の年度の成果等を総合的に勘案し予め定めた支給率（0～2.25）」を乗じたものとし、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。

・取締役（社外取締役を除く。）の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、以下の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

【計算式】退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率

4. 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針

・取締役（社外取締役を除く。）の変動報酬（業績・成果連動）については、変動報酬が報酬全体に占める割合が0%～35%の範囲内で役位が上がるほどその割合が大きくなるように設定する。

5. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

・固定報酬については、報酬を月額で定め、毎月支給する。変動報酬については、前年度の決算及び各役員の成果が確定後、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定した額を毎月支給する。役員退職慰労金については、株主総会終了後、速やかに支給する。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中村重治	<p>在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。</p>
大川順子	
大久保和孝	
石黒不二代	
日下智晴	
寺脇一峰	
小粥純子	

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
当金庫の全ての取締役、監査役及び委任型執行役員	<p>会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。</p> <p>(1) 会社法第430条の2第1項第1号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の防御費用を、法令の定める範囲内において当金庫が補償することとしており、同項第2号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。</p> <p>(2) 訴えによるかどうかを問わず、当金庫が会社役員に対して責任追及をするような場面では、防御費用も補償の対象外となります。</p> <p>(3) 当金庫が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意又は重大な過失があったことを知った場合等には、当金庫が当該会社役員に対し補償金の全部又は一部の返還を請求することとしております。</p>

- 補償契約の履行等に関する事項
該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当金庫の全ての取締役、監査役及び委任型執行役員	<p>当金庫は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。</p>

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
中村重治	トーヨーカネツ株式会社 リケンテクノス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 (監査等委員)
大川順子	KDDI株式会社 朝日放送グループホールディングス株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役
大久保和孝	株式会社大久保アソシエイツ セガサミーホールディングス株式会社 サンフロンティア不動産株式会社 株式会社ブレインパッド 株式会社LIFULL 株式会社サーラコーポレーション 武蔵精密工業株式会社 株式会社SS Dnaform 代表取締役社長 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 代表取締役社長
石黒不二代	マネックスグループ株式会社 セガサミーホールディングス株式会社 ネットイヤーグループ株式会社 三井物産株式会社 社外取締役 社外取締役 取締役 社外取締役
日下智晴	日下企業経営相談所 代表
寺脇一峰	シン・ベル法律事務所 キューピー株式会社 鹿島建設株式会社 芝浦機械株式会社 弁護士 社外監査役 社外取締役 社外取締役
小粥純子	東北大学大学院経済学研究科 (会計大学院) 小粥純子公認会計士事務所 日本調理機株式会社 株式会社日新 大和ハウスリート投資法人 株式会社民間資金等活用事業推進機構 教授 代表 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 (監査等委員) 監督役員 社外監査役

- 注1. 取締役中村重治氏は、トーヨーカネツ株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及びリケンテクノス株式会社の社外取締役 (監査等委員) ではありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
2. 取締役大川順子氏は、KDDI株式会社の社外取締役、朝日放送グループホールディングス株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及び東京電力ホールディングス株式会社の社外取締役ではありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
3. 取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外取締役 (監査等委員)、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役、株式会社ブレインパッドの社外取締役 (監査等委員)、株式会社LIFULLの社外取締役、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役、武蔵精密工業株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及び株式会社SS Dnaformの代表取締役社長ではありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
4. 取締役石黒不二代氏は、マネックスグループ株式会社の社外取締役、セガサミーホールディングス株式会社の社外取締役、ネットイヤーグループ株式会社の取締役及び三井物産株式会社の社外取締役ではありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。なお、同氏は2024年6月開催予定のネットイヤーグループ株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社取締役を退任予定であります。

5. 取締役日下智晴氏は、日下企業経営相談所の代表であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 監査役寺脇一峰氏は、シン・ベル法律事務所の弁護士、キューピー株式会社の社外監査役、鹿島建設株式会社の社外取締役及び芝浦機械株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
7. 監査役小粥純子氏は、東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）の教授、小粥純子公認会計士事務所の代表、日本調理機株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社日新の社外取締役（監査等委員）、大和ハウスリート投資法人の監督役員及び株式会社民間資金等活用事業推進機構の社外監査役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。なお、同氏は2024年6月開催予定の株式会社TBSホールディングス定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。また、同氏は、2024年6月開催予定の株式会社TBSテレビ定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。当金庫とこれら二社との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
中村重治	12ヵ月 (通算69ヵ月)	当期開催の取締役会16回のうち15回に出席しております。	主に経験豊富な経営及び金融等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしております。
大川順子	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会16回全てに出席しております。	主に経験豊富なお客さま対応、企業再生、ダイバーシティ・インクルージョン推進等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、大手航空会社での経験に基づき、新たな企業理念制定に関してアドバイスをする等役割を果たしております。
大久保和孝	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会16回全てに出席しております。	主に経験豊富なガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長代理として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしております。
石黒不二代	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会16回全てに出席しております。	主にデジタルマーケティングの分野での企業経営の経験・見識に基づき、経験豊富なDX分野に係る視点から中小企業の取り巻く急激な経済環境変化の中における当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行う等役割を果たしております。
日下智晴	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会16回のうち15回に出席しております。	主に経験豊富な金融機関経営等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、地域金融のプロフェッショナルとして、事業性評価、再生支援及び地域金融機関連携等について、本部各部室においてアドバイスをする等役割を果たしております。
寺脇一峰	12ヵ月 (通算69ヵ月)	当期開催の取締役会16回全てに出席しております。 当期開催の監査役会の15回全てに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な視点から発言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
小 粥 純 子	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会16回全てに出席しております。 当期開催の監査役会の15回全てに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な視点から発言を行っております。

注. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等	退職慰労金
取締役	5人	54 (うち報酬以外の金額6)	該当ございません。	6
監査役	2人	21 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
報酬等の合計	7人	75 (うち報酬以外の金額8)	該当ございません。	8

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額6百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。
3. 「退職慰労金」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額6百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数	22,907名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.69%
全日本火災共済協同組合連合会	9,300	0.42
中部交通共済協同組合	8,085	0.37
関東交通共済協同組合	6,639	0.30
鹿児島県火災共済協同組合	6,000	0.27
株式会社珈栄舎	5,968	0.27
東銀リース株式会社	5,300	0.24
東京木材問屋協同組合	5,000	0.22
協同組合小山教育産業グループ	4,823	0.22
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810	0.22

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数(10,743千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主構成

区 分	持株数等	持株比率
政 府	1,016,000千株	46.69%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	658,543	30.26
事業協同組合・同連合会	594,577	27.32
事業協同小組合	0	0.00
信用協同組合・同連合会	62,194	2.85
企 業 組 合	1,770	0.08
協 業 組 合	5,973	0.27
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	23,465	1.07
商店街振興組合・同連合会	1,662	0.07
生活衛生同業組合・同連合会	3,818	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	580	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,217	0.14
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 中 央 会	350	0.01
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	457,235	21.01
そ の 他	4,935	0.22

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式10,743千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「—」で表示しております。

(5) 役員保有株式

該当ございません。

5 当金庫の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwC Japan 有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 遠藤 英昭 指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 本間 正彦 指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 原澤 哲史	125	①報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。「過年度における監査内容は相当であり、時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・気候変動シナリオ分析及び関連開示の拡充に関するアドバイザリー・サービス業務 ・特別目的の四半期連結財務諸表レビュー (第1四半期及び第3四半期) 等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は135百万円です。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

- 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実該当ございません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において決議し、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/>) に掲載しております。

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直し等に取り組んでおります。かかる基本方針及び2023年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念（パーパス・ミッション）、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知し、浸透を図っております。2022年3月には、情勢の変化に加え、社会的な課題を意識した経営の重要性が高まっていることを踏まえて、新たな時代に相応しい企業理念（パーパス・ミッション）を制定し、パート・シニア社員を含む全社員が、一人ひとりの「マイパーパス」を策定しております。また、「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを受けて、子会社を含む商工中金グループ共通の人権方針を2024年3月に策定いたしました。

社員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としてコンプライアンス検討会を2018年度から開催し、2022年度以降は「自律的なコンプライアンス」を目的とし、各部室店単位でのコンプライアンス・プログラム策定に取り組んでおります。

「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外に設置）を整備しております。

内部監査体制について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス体制等に係る内部監査を実施しております。具体的な監査内容は、内部監査会議を経て取締役会で承認された「年度内部監査方針」において定め、その監査結果等は、取締役会及び内部監査会議に報告しております。2023年度の内部監査方針においては、サステナビリティ関連の取組状況・開示の適切性を対象テーマとした監査にも取り組みました。また、計画的な内部監査の高度化を目的に、2022年4月に策定した中期監査計画のもと、「経営に役立つ監査」を実現するため、各種施策に取り組んでおります。

反社会的勢力に関する事項については、四半期ごとにコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(決議内容の概要)

取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行い、監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

(運用状況の概要)

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録の保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(決議内容の概要)

取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類ごとの管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類ごと及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は半期ごとに、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規程」等の見直しの要否等を決定しております。2021年度下期からトップリスク運営を導入し、2022年度以降、定期的に当金庫を取り巻くリスク事象とトップリスクの選定等を行っていくことを決定いたしました。2023年度には取引先業種ごとのリスクリターンの捕捉を開始する等、高度化に継続的に取り組んでおります。また、2023年3月にバーゼルⅢ最終化の適用に伴う関連規定の改正を取締役会にて決議し、執行役員規程にリスク管理部門、コンプライアンス統括部門及び監査部部門の役員は、利益相反の関係にある業務部門を兼務しないことを明記いたしました。

リスク統括部は、バーゼル基準に基づくオペレーショナル・リスク事象の収集態勢を構築するなど金融機関が抱える多様化、複雑化するリスクを適切に把握し、統合的・全社横断的なリスク管理の高度化に継続的に取り組んでおります。また、金融犯罪対策室は、金融庁ガイドラインにて金融機関として最低限の対応が求められるマネー・ローndリング対策事項の未整備項目への対応の進捗状況について定期的にコンプライアンス会議に報告し、2024年2月末までに整備を完了いたしました。外部からマネー・ローndリング対策態勢の高度化要請が更に強まっていることも踏まえ、営業部店、関係本部、監査部と協働し、金庫全体のマネー・ローndリング対策態勢を強化、推進しております。

コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に基づき、2023年度は各部室店にてコンプライアンス・プログラムを策定し、策定されたプログラムについて2023年8月のコンプライアンス会議にて報告いたしました。監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するに当たっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議においては、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(運用状況の概要)

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2023年度は取締役会を16回開催しております。

監査役会設置会社の機関設計において、監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会を実現するため、取締役会は、社外取締役を過半数とする体制とし、監督機能の強化を図っております。また、従来の雇用型執行役員制度に加え、社員身分から離れて、より大きな裁量で業務執行に取り組む委任型執行役員制度を導入し、執行体制の強化を図っております。

パーパス・ミッション、中期経営計画の策定やトップリスクの選定等の経営の重要課題については、「討議事項」として、取締役会メンバーにて十分な議論を重ねたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っております。また、2023年度は、企業価値向上を志向した中長期的な戦略に関する議論の場として、常務執行役員以上で集中討議を2回実施いたしました。

また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、2023年度は2023年6月及び12月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(決議内容の概要)

商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告し、当社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。全ての部署から完全に独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(運用状況の概要)

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社ごとに業務上最も関係の深い部署を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。2022年8月に企業理念の実現を目的に、新たに各子会社の中期経営計画を策定し、2023年度は、各社の業務計画ヒアリングと合わせて、中期経営計画の振り返りを実施し、取組課題等の整理を実施いたしました。

(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

(決議内容の概要)

商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

(運用状況の概要)

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、またその体制についての検証を行っております。

また、情報開示について、取締役会にて決定した2023年度の開示の方向性を定めた「開示ポリシー」に沿って対応いたしました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(決議内容の概要)

監査役の職務を補助する使用人を配置し、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。

(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報及び監査役が報告を求める事項について監査役へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。当会社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口へ内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。

(運用状況の概要)

監査役が出席する取締役会その他の重要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(決議内容の概要)

監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。また、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

(運用状況の概要)

監査の実効性向上のため、代表取締役と監査役間の意見交換を2023年度は3回開催しております。

内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査役は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2023年度は10回報告を受け、意見交換を行っております。更に、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するため、三者の連絡会を2023年度は2回開催しております。

監査役への報告体制として、明文化されたレポートラインに沿って内部監査部門から定期的に報告を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。

第95期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額	
経	常金	121,123	145,144
資	貸有預金	109,023	
	債権	5,443	
	債権	272	
	債権	1,280	
	債権	0	
	債権	5,102	
役	受取	14,140	
特	受取	1,078	
そ	受取	13,061	
そ	受取	6,577	
	受取	6,577	
	受取	252	
	受取	64	
	受取	187	
	受取	3,050	
	受取	133	
	受取	1,022	
	受取	1,893	
経	常金	10,513	123,226
資	預金	2,860	
	債権	941	
	債権	2,677	
	債権	△30	
	債権	2	
	債権	139	
	債権	3,035	
	債権	766	
	債権	2	
	債権	116	
役	受取	2,941	
特	受取	308	
そ	受取	2,632	
そ	受取	13	
	受取	13	
	受取	5,728	
	受取	3,482	
	受取	31	
	受取	2,185	
	受取	28	
営	受取	75,103	
そ	受取	28,925	
	受取	27,001	
	受取	424	
	受取	49	
	受取	1,450	
経特	受取	21,918	79
特	受取	79	1,088
	受取	40	
	受取	1,047	
税法	法人	10,004	20,908
法	法人	△4,460	
当	法人	5,544	15,363
	法人	15,363	

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 英昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本間 正彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原澤 哲史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制及び運用状況に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役	岡 本 泰一郎 ㊞
常勤監査役	寺 内 真 彦 ㊞
監 査 役(社外監査役)	寺 脇 一 峰 ㊞
監 査 役(社外監査役)	小 粥 純 子 ㊞

以 上

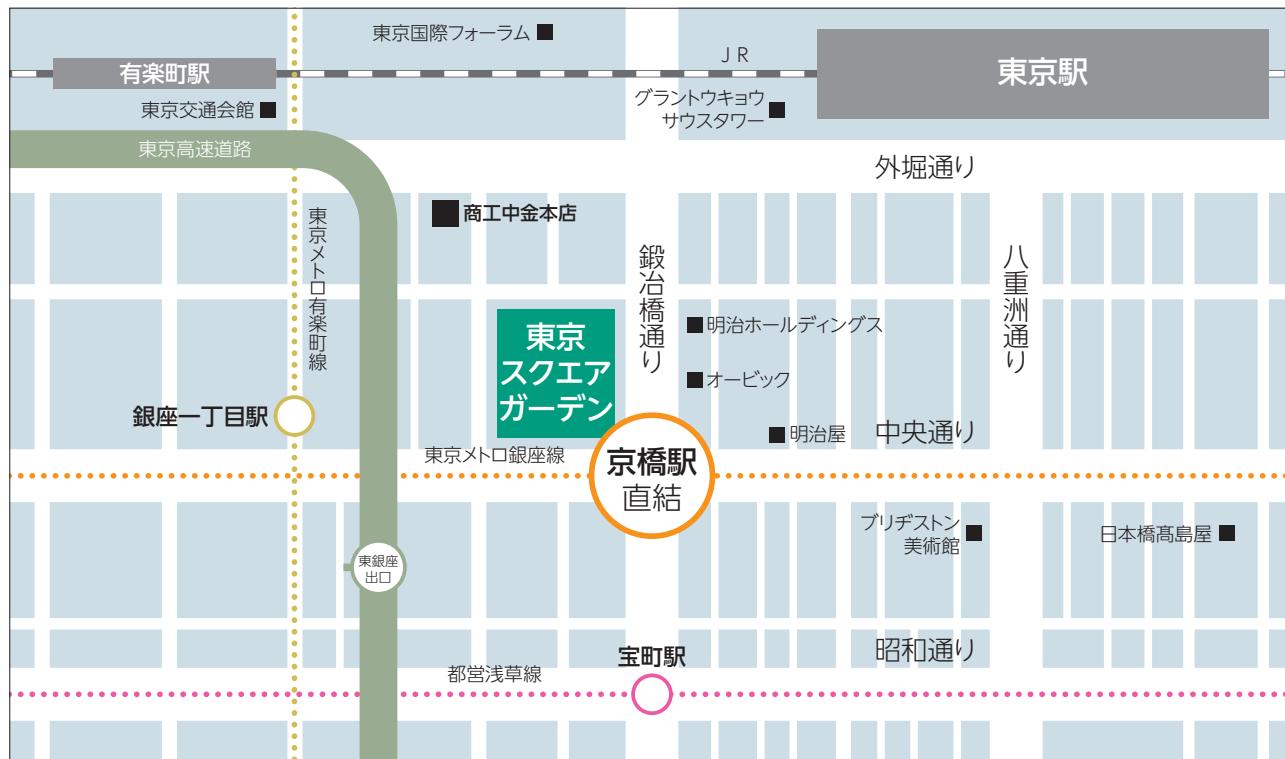
第16回定時株主総会会場ご案内略図

会場

東京都中央区京橋三丁目1番1号

東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール

電話 (03) 5542-1995



交通のご案内

○ 東京メトロ銀座線 京橋駅

3番出口直結

○ 東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅

7番出口より 徒歩2分

○ 都営地下鉄浅草線 宝町駅

A4番出口より 徒歩2分

JR 東京駅

八重洲南口より 徒歩5分

JR 有楽町駅

京橋口より 徒歩6分



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすくよみまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。